

令和2年度 包括外部監査  
結果報告に対する対応状況と考え方  
(対応状況表)

監査テーマ「佐世保市の情報公開及び情報管理」

(佐世保市)

令和6年4月

令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表（総括表）

令和6年4月

区分	件数	対応状況	件数
指 摘	0件	措置済	0件
		今後の措置方針を決定	0件
		検討中	0件
		意見に対する見解	0件
意 見	34件	措置済	14件
		今後の措置方針を決定	0件
		検討中	1件
		意見に対する見解	19件

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	11	総務部	総務課	【公開対象の定義】 最高裁判例上、「情報」ではなく「公文書」が公開対象である場合、公文書全体を公開すべきとした判断があるが、佐世保市が「情報」としていることを根拠に非公開部分を拡張する判断はすべきではない。	意見	条文では「情報」となっているが、実務上は、文書の場合は公文書全体を、また、データの場合もデータ全体を情報公開対象としており、外部監査人が指摘するような運用は行っていない。	意見に対する見解
2	20	総務部	総務課	【佐世保市情報公開条例第10条1項4号】 ①意思形成過程に関する情報につきあえて文書化を抑制するのではなく、計画策定手続を行い、情報公開に備える措置を取られたい。 ②文言上の「不当」については、非公開事項を制限的にするものと解釈するべきである。	意見	①については、意思決定は文書により行うため、外部監査人が指摘するような抑制的な動きはないものとする。 ②については、外部監査人が指摘するような運用は行っておらず、今後も条例の趣旨にのっとり適切に運用していく。	意見に対する見解
3	21	総務部	総務課	【佐世保市情報公開条例第10条1項5号】 「その他の事務事業に関する情報」、「当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ」との文言につき恣意的運用とならないように留意、実際の例を分析されたい。	意見	情報公開条例の非公開情報に係る規定を令和5年4月に改正し、規定上の分類を変更している。また、情報公開業務において、恣意的運用とならないよう情報公開の手引きを作成し、庁内へ周知している。	措置済
4	22	総務部	総務課	【佐世保市情報公開条例第10条1項6号】 「公開することにより、国等との協力関係を著しく害すると認められるもの」との文言につき恣意的運用の可能性に留意されたい。また、第4号と重複する部分があり、法定受託事務のみに限定することも今後の改正時には検討されたい。	意見	情報公開条例の非公開情報に係る規定を令和5年4月に改正し、規定上の分類を変更し、条例第10条第1項6号は削除している。また、情報公開業務において、恣意的運用とならないよう情報公開の手引きを作成し、庁内へ周知している。	措置済

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
5	24	総務部	総務課	<p>【佐世保市情報公開条例第10条2項】</p> <p>①現行の規定によると、法令秘や法定受託事務に関する情報も裁量開示の対象となり得る。これらにつき、除外または制限を検討されたい。</p> <p>②立証責任につき不明であるが、端的に佐世保市に課すか、制限的に佐世保市に課す改正を検討されたい。仮に、改正をしないのであれば、内部基準を明確にするべきである。</p> <p>③法令秘等につき裁量開示の対象としつつも立証責任を裁量逸脱主張者へ課することで対処することは避けるべきである。</p>	意見	<p>①については、近年該当する事例はないが、該当事例が発生した場合は、外部監査人が指摘するような運用が行われないよう慎重に判断していきたい。</p> <p>②③については、同条を適用する事例が生じた場合は、外部監査人が指摘するようなことがないよう努めたい。</p>	意見に対する見解
6	27	総務部	総務課	<p>【佐世保市情報公開条例第13条】</p> <p>実施機関は、適用除外となった場合、再度情報公開を要することを通知書に記載し、開示請求者に対して口頭でも説明するべきである。</p>	意見	<p>決定通知書の備考欄にその旨を記載するとともに、窓口等で口頭説明するようにしているが、更なる周知徹底を図るため、「情報公開事務の手引き」にその旨を追記した。</p>	措置済
7	28	総務部	総務課	<p>【佐世保市情報公開条例第8条】</p> <p>情報不存在通知時の不服審査可能を通知することにつき、不服審査権を実質的に保障する措置を取るべきである。</p>	意見	<p>審査請求書を添付した場合、逆に請求者の誤解や混乱を招く恐れがあり、通知書の教示文で十分と考える。</p>	意見に対する見解
8	30	総務部	総務課	<p>佐世保市情報公開条例第11条</p> <p>情報の存否応答拒否につき、①適用事例の吟味、事前・事後のチェックを行う等内規の厳格化を検討されたい。</p> <p>また、②不服審査権を実質的に保障する措置を取るべきである。</p>	意見	<p>①については、近年該当する事例はないが、該当事例が発生した場合は、外部監査人が指摘するような運用が行われないよう慎重に判断していきたい。</p> <p>②については、審査請求書を添付した場合、逆に請求者の誤解や混乱を招く恐れがあり、通知書の教示文で十分と考える。</p>	意見に対する見解

## 令和２年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
9	38	総務部	総務課	<p>【佐世保市情報公開条例第17条】</p> <p>①WEB上での情報公開請求ができるように条例改正等行うべきである。</p> <p>②濫用的な情報公開がある場合開示理由を求めるとも検討するべきである。</p> <p>③2項の即時開示を積極的に運用するべきである。</p> <p>④日本語が分からない外国人への配慮も行うべきである。</p>	意見	<p>①については、「佐世保市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」を制定し、令和3年9月1日からオンライン申請システムを活用した申請を開始した。</p> <p>②については、本市においては濫用事例がないため、他自治体の濫用事例等の情報収集から始めたい（請求理由を求めることは情報公開請求を制限することに繋がる可能性もあり十分な検討が必要である）。</p> <p>③については、即時公開や情報提供を推進していく。</p> <p>④については、「やさしい日本語」による制度案内等の対応について検討する。</p>	措置済
10	46	総務部	総務課	<p>【佐世保市情報公開条例第7条】</p> <p>①公開・非公開決定期間を経過した場合のみなし規定を置くことの有効性を検討されたい。</p> <p>②これまでの公開等決定までの実績によっては期限短縮の条例改正を検討されたい。</p> <p>③不服審査申立権の実質的保障を図られたい。</p>	意見	<p>①については、みなし規定を置いた場合、実施機関の不作为に該当するかどうかの判断が難しいため、請求者の審査請求権が保障できない。</p> <p>②については、運用としては条例の規定に捉われず可能な限り早急に対応している。</p> <p>③については、通知書に審査請求できる旨を教示している。</p>	意見に対する見解
11	56	総務部	総務課	<p>【佐世保市情報公開条例第22条】</p> <p>公開のための手数料を無償としていることは妥当とするべき部分もあるが、営利目的や自己実現のための開示請求については、一部有料とすることも検討するべきである。</p>	意見	<p>手数料を徴収することは、本条例の「開かれた市政の実現」という目的に合致しない（相反する）と考えられ、慎重な判断（検討）が必要である。</p>	意見に対する見解

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
12	63	総務部	総務課	<p>【決定の理由等】 公開等決定理由につき簡潔過ぎることから不服審査に至っている事例が散見する。佐世保市職員にて、全庁通達や手引書改訂等対処をしているということであるが、研修等含め不備が発生しないように対処を続けてもらいたい。</p>	意見	<p>引き続き、新人職員や庶務担当者を対象とした研修において、理由付記の記載を徹底するよう指導する。 なお、今回の結果を受け、令和3年4月開催の定例部長会及び庁内グループウェアにおいて周知徹底を図った。</p>	措置済
13	67	総務部	総務課	<p>【不服審査申立権の保障】 非公開決定通知書交付の際に不服審査申立書書式を添付したり、ホームページに書式を掲示することが望ましい。</p>	意見	<p>審査請求書を添付した場合、逆に請求者の誤解や混乱を招く恐れがあり、通知書の教示文で十分と考える。</p>	意見に対する見解
14	68	総務部	総務課	<p>もっとも情報公開制度のコスト面からは、国籍を問わないことにつき、理由不問と同様、再考すべき部分もある。</p>	意見	<p>本条例の「開かれた市政の実現」という目的に合致しない（相反する）と考えられ、慎重な判断（検討）が必要である。</p>	意見に対する見解
15	90	総務部	総務課	<p>【個別の事例について】 ①第三者の任意意見聴取を行い異なる結論となる場合決定の理由につき任意意見聴取を行った理由も説明すべきである。 ②適用条文について、単純な失念の可能性があり、留意すべきである。 ③逆に、条文の記載はあるが、対応する事実が存在しないようであり、留意すべきである。</p>	意見	<p>①については、第三者の任意意見聴取について、職員が不慣れだったと思われ、決裁の段階において上司（決裁ライン）の確認が不十分であった。 ②③については、単純な失念と思われる。 以上のような事務処理ミスが生じないよう起案や決裁の段階において、確認を徹底するよう周知する。 なお、今回の結果を受け、令和3年4月開催の定例部長会及び庁内グループウェアにおいて周知徹底を図った。</p>	措置済
16	114	総務部	総務課	<p>【高額予算が伴う大規模政策への情報公開請求について】 自己統治を目的とする情報公開請求権行使の重要な場面であり、公開に抑制的な判断が過剰とならないように留意されたい。</p>	意見	<p>外部監査人が指摘するようなことがないよう、条例の趣旨にのっとり、他の請求と同様に、公開・非公開の判断を行う。</p>	意見に対する見解

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
17	118	総務部	総務課	【佐世保市民への周知活動】 佐世保市民向けの情報公開制度の啓発事業を行うべきである。	意見	引き続きホームページや市民公開講座のメニューによる啓発活動に努める。	意見に対する見解
18	118	総務部	総務課	【主権者教育】 佐世保市内の学生に対する主権者教育の強化をすべきである。	意見	自治統治を目的とした情報公開請求件数が少ないことが、ただちに住民自治の意識不足（主権者教育の拡充）とは判断できない。 本市は、市政懇談会や広報・広聴制度により、市政に関する情報発信の充実を図っている。	意見に対する見解
19	119	総務部	総務課	【佐世保市情報公開条例第1条】 「知る権利」が日本国憲法に由来する権利であることや情報公開制度が知る権利を具体化して保障されるべき権利であることを明記する改正を検討されたい。	意見	現行の規定において運用上不都合はない（緊急性はない）ため、他の条例改正にあわせて、当該指摘の改正について検討する。	意見に対する見解
20	121	総務部	総務課	【佐世保市情報公開条例第4条】 「利用者の責務」につき情報の適正利用のみ定めるが、適正な請求についても付加する改正を検討されたい。	意見	濫用事例を想定した「適正な請求」の規定については、本市においては濫用事例がないため、他自治体の濫用事例等の情報収集から始めたい。	検討中
21	122	総務部	総務課	【非公開等決定時の理由】 情報公開請求への決定に際しての理由付記につき、不備が生じないようにするため、職員への研修、非公開等決定時理由の確認作業を課することが妥当である。	意見	引き続き、新人職員や庶務担当者を対象とした研修において、理由付記の記載を徹底するよう指導する。 なお、今回の結果を受け、令和3年4月開催の定例部長会及び庁内グループウェアにおいて周知徹底を図った。	措置済
22	123	総務部	総務課	【情報公開実施までの期間短縮】 期間短縮のための職員への研修を行うべきである。	意見	条例上は15日以内の決定を義務付けているが、運用としては条例の規定に捉われず可能な限り早急に対応しており、今後も可能な限り早めの決定に努めていく。	意見に対する見解

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
23	124	総務部	総務課	【総務課への報告書につき正確にすること】 総務課への報告書に誤りがないように注意し、報告書について一覧表を作成する等して対処すべきである。	意見	当該報告書は、全庁の情報公開請求状況等を把握するため、決定内容や件数等の報告を受けているものである。 報告誤りがないよう研修会において周知徹底を図った。	措置済
24	126	総務部	総務課	【情報公開請求手続の環境整備】 ①情報の目録、手続の説明書、 ②WEBでの情報公開請求手続、 ③外国人のための主要言語の書式、手続の説明書等の準備を行うべきである。	意見	①については、市ホームページに情報公開請求の手続きについて掲載している。 ②については、令和3年9月1日からオンライン申請システムを活用した申請を開始している（なお、現在においても、紙ベースだけでなく、FAXやメールの添付ファイル等による請求も受け付けている）。 ③については、「やさしい日本語」による書式・説明について検討する。	措置済
25	127	総務部	総務課	【不服審査申立の環境整備】 ①不服審査申立書及び説明書を佐世保市ホームページに掲示し、また、決定書交付の際添付すること、 ②決定内容につき口頭説明時、不服申立手続についても説明すること、 ③総務課のみならず各実施機関にて対応可能とすることを実現するべきである。	意見	審査請求書を添付した場合、逆に請求者の誤解や混乱を招く恐れがあり、通知書の教示文で十分と考える。	意見に対する見解
26	131	総務部	総務課	【自己統治を目的とする情報公開請求推進】 その手段として、株式会社からの公開請求、佐世保市以外に住所、拠点を置く者からの公開請求につき、公開手数料を付することを検討されたい。	意見	市外からの請求者等に限り公開手数料を徴収することは、本条例の「開かれた市政の実現」という目的に合致しない（相反する）と考えられ、慎重な判断（検討）が必要である。	意見に対する見解



## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
27	189	総務部	D X 推進室	【情報セキュリティポリシー】 現行をもって問題なしともいえるが、C I Aにさらに4特性を加えることも検討されたい	意見	意見のとおり、「佐世保市情報セキュリティポリシー」及び「佐世保市情報資産取扱要綱」に4特性（真正性、責任追跡性、否認防止、信頼性）について追記した。	措置済
28	205	総務部	D X 推進室	【情報資産取扱要綱】 各役職の権限、義務（特に報告義務）が分かりづらい。図示することでの視覚化が妥当と思われる。	意見	意見のとおり、各役職の役割・義務などの図示化を行った。	措置済
29	214	総務部	D X 推進室	【情報セキュリティガイドブック】 各部署向けアンケートにて、さらなる簡略化要請があったので検討されたい。	意見	セキュリティガイドブックについては、随時更新を行っており、令和3年度においても、随時改定を行っていく。セキュリティに関する用語については、難しい（一般的に馴染みづらい）ところもあるが、今後、行政のD X化を推進するにあたり、職員は、ある程度I C T用語に慣れていくことも不可欠であると考えており、「用語解説」を充実する等により対応する。	意見に対する見解

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
30	214	総務部	D X 推進室	【情報セキュリティガイドブック】 マルウェア、ログの詳細に関する表等追加を検討されたい。	意見	マルウェアに関する基礎知識や感染経路、被害内容等について追加した。 ログ分析については、一般的なブラウザ等のログ解析を各職員で行うことは、専門的な知識が必要であり困難であることから、新たにセキュリティソフトを導入し委託事業者で問題を発見できる仕組みを構築することで対応した。	措置済
31	215	総務部	D X 推進室	【情報セキュリティガイドブック】 上記28と同じく、各役職の権限、義務（特に報告義務）につき図示して視覚化を図ることが妥当である。	意見	意見のとおり、各役職の役割・義務などの図示化を行った。	措置済
32	235	総務部	D X 推進室	物理的セキュリティ、技術的セキュリティが適切であることから、情報漏洩や外部サイバー攻撃は、ヒューマンエラー誘発を交えたものが主力となる。各部署アンケートの成果を人的セキュリティ拡充の資料に用いていただきたい。	意見	アンケートの結果を分析し、「職員向けセキュリティ研修（新人・個別テーマ）」の内容充実に役立っていきたい。現・新人研修においても、同テーマについて、解説を行っている。また、取引事業者においては、契約時にセキュリティチェックシートの添付を義務付け、提出（報告）を求めている。	意見に対する見解

## 令和2年度包括外部監査結果報告に対する対応状況表

監査テーマ：佐世保市の情報公開及び情報管理

No.	ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
33	251	総務部	D X 推進室	<p>【情報漏洩事故発生時の非公開基準・佐世保市CSIRT行動要領第6条(6)ハ(6)】</p> <p>佐世保市長が公表不要と判断する場合という包括条項が存在するため、非公開が原則となりかねない内容となっている。その余の非公開事由も判断者の恣意的適用の危険がある。包括条項については、端的に削除できないかを検討すべき。また、非公開事由を残す場合、具体例を内規で定めておくこと、また、事後的に情報公開審査及び個人情報保護審議会へ妥当性につき諮問することを規定に含めるべきである。</p>	意見	意見のとおり、佐世保市CSIRT行動要領第6条(6)ハ(6)について、令和6年4月1日付で削除を行った。	措置済
34	257	総務部	D X 推進室	<p>佐世保市の情報セキュリティ構築の実績については、佐世保市民及び佐世保市内の民間企業に対する情報セキュリティと情報基礎リテラシーの啓発に利用し、また、未成年者への教育のサンプルとして、活用されたい。</p>	意見	<p>単純な技術情報等提供は、セキュリティの面から非常に難しいと考えており、また、特定事業者への、偏った情報提供は馴染まないものとする。</p> <p>また、ICT業務の開発・保守運用等の業務発注については、積極的に市内事業者を活用しており、業務を通じてノウハウ等の提供は互いにできていると考える。</p> <p>小中学校については、教育委員会と情報共有を行っており、必要に応じて随時支援を行っている。</p> <p>また、県・大学などと連携した情報提供の実施も検討したい。</p>	意見に対する見解